

## 法学研究科法学専攻

### 【教員養成の目標】

法学研究科では、学部教育で学んだ専門分野の基礎の上に、発展的理論および実践理論を教授・研究をすることを教育理念において、各専門分野の科目のみならず関連する分野の多様な科目を修得させて、社会に生じている法的問題に対して専門的知識を活用して法的解決能力を備えた人材養成を目的としている。教職希望者には、教育課程編成・実施にしたがって、以下の教員養成の目標を掲げている。

1. 法学的基礎知識を通じて人間教育・法的諸問題に取り組める教員
2. 社会の諸問題に対応できる論理的思考・分析能力を備えた教員
3. 教職において社会的使命感をもった責任感を有する教員
4. 権利意識をもった実践能力を有する教員
5. 国際的な問題に多様性と協働性を有する教員

### 【当該目標を達成するための計画】

教員養成の目標を実現するために、以下の教育指導・編成を行っている。

#### 1. 教職課程教育の周知

便覧や大学ホームページ等で教職課程教育を周知すると共に、入試説明会、入学後のオリエンテーションにおいて、教育指導者としての人材育成を含めた教育指導・教育編成を行っている。

#### 2. 専門科目の編成

高度な専門的法理論・実務理論を修得させるために、多くの専門科目を配当して横断的履修を進めており、法的諸問題に対処できる深い知識と法的解決能力を身につけさせている。

#### 3. 他研究科との連携

学術的研究の多様性として、他研究科に配当されている講義科目を履修することにより、教員および学生間の交流を図り単位認定ができる単位互換制度を設けている。

#### 4. 研究能力の養成

学問の質保証を図るために、有識者による研究会・講演会を実施することによって法的問題を検討・分析する研究能力を醸成し質保証を図っている。